

保育政策課

議案第6号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）等の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正を踏まえ、港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年港区条例第27号。以下「条例」といいます。）の一部を改正します。

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

この改正により、次の4点が追加されたことを踏まえ、条例の一部を改正します。

- (1) 家庭的保育事業等における児童の安全の確保に関する計画の策定
- (2) 自動車運行時の所在確認
- (3) 家庭的保育事業等と他の社会福祉施設が併設している場合の設備及び人員の専従規定の緩和
- (4) 感染症等の発生及びまん延防止に必要な措置の具体化

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業等における利用乳幼児の安全の確保を図るための計画の策定、当該計画の職員への周知並びに職員の研修及び訓練の実施を義務化し、定期的に当該計画の見直しを行うこととします。さらに、家庭的保育事業者等には、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知することを義務付けます。
- (2) 園外活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により園児の所在確認をすることを義務付けます。また、通園用の自動車にはブザー等の車内の園児の見落とし防止装置を備えることも義務付けます。
- (3) 他の社会福祉施設等と併設されている家庭的保育事業等において行う保育に支障がない場合には、当該家庭的保育事業等の設備及び職員の一部を併設する他の社会福祉施設と兼ねることができるようものとします。

(4) 感染症や食中毒の予防及びまん延の防止のため、研修及び訓練の定期的な実施に努めなければならないこととします。

3 施行期日

令和5年4月1日

※2(2)の車内の園児の見落とし防止装置の設置については、令和6年3月31日まで経過措置あり。

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

<p>(非常災害対策) 第八条 (略)</p> <p>(安全計画の策定等)</p> <p>第八条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</p> <p>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の</p>	<p>(非常災害対策) 第八条 (略)</p>
--	-----------------------------

内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

第八条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(中略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

(中略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十一条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等とを併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限る、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。

(中略)

(衛生管理等)

第十五条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3～5 (略)

(後略)

付則

第十一条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等と他の社会福祉施設等とを併せて設置するときは、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を、併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員として兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(中略)

(衛生管理等)

第十五条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 (略)

(後略)

- 1| この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2| この条例による改正後の港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第八条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等（同項に規定する家庭的保育事業者等をいう。以下同じ。）において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（同項に規定する自動車をいう。）を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項のブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした当該自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。